

明治（王政）維新百五十年に想う

伊藤 和雄

はじめに

北海道檜山郡江差町東方の丘の上
上に松の岱公園があり、公園の一段
高い処に西面して檜山護国神社（旧
招魂社）がある。



戊辰戦争における新政府軍戦没者
者と日清・日露戦争以降の地元出身
戦没者が祀られている。

新政府軍戦没者については、境内
敷地に、松前、津軽、弘前、水戸、
大野、福山、徳山、長州、久留米藩
に函館在住隊を加え、藩ごとに木
柱に囲まれた計九二柱の墓標があ
る。

神社の参道北側に「王政維新五
十年記念碑」と勒くされた高さ二メ
ートルほどの大碑がある。

台石の上に建立された碑は花崗
岩の自然石で造られ、高さ約二八

〇センチ、幅一二八センチ、厚さ約
三六センチある。碑の中央には筆太
に「王政維新五十年碑」、その左側
には「元帥伯爵東郷平八郎謹書花押」
が勒してある。また碑の右後方側面
には「大正六年六月建之」と刻され
ている。

大正六年は王政復古から五十年
目である。大政奉還、王政復古、廃
藩置県など一連の変革を、当時は御
一新あるいは王政維新と称しており、
明治維新という表現が一般化された
のは昭和に入ってからである。昨年
（平成三十年）、明治（王政）維新百
五十年を迎えた。

歴史上の三大維新

歴史上、維新と名の付く大きな変
革は三つある。

最初は大化の改新。飛鳥時代、中
大兄皇子（後の天智天皇）と中臣鎌

足(後の藤原鎌足)が蘇我家を滅ぼし、豪族中心の政治から天皇中心の政治に取り戻した。また「大化」は日本最初の元号であり、この改革により「日本」という国号と「天皇」という称号の使用が始まったとされている。

次が建武の中興。鎌倉幕府が滅びた後、隠岐島に配流されていた後醍醐天皇を名和長年、楠木正成らが京都にお迎えし、武士から天皇中心の政治に戻した。

そして明治維新。何れも天皇、朝廷へ政権が移る変革である。

明治維新と言われる一連の変革の最初は大政奉還である。

慶應三(一八六七)年十月、第十五代将軍徳川慶喜は政権返上を朝廷(天皇)に奏上した。奏上した『大

政奉還の上表』には、次の趣旨の内容が認め^{した}られている。

「……現在は外交が日々重要になってきています。こういうときこそ、朝廷を含めて日本の力がひとつにな^まって纏^{まと}まっていかなければ、日本国の秩序は保たれないでしょう。旧来の慣習を改め、陛下の御決断で力を合わせひとつになって、公武として纏まれば、必ず世界の列強各国と並び立つことができましょう。将軍としては国家に尽くすこと、これ以上のものはないと考えております……」
極めて真つ当な、国家を想い、私情のない内容である。
基になったアイデアは、坂本龍馬が起草した「船中八策」といわれて

いる。

八策には、

- ・ 天下ノ政権ヲ朝廷ニ奉還セシメ：
 - ・ 万機宜シク公議ニ決スベキ：
 - ・ 天下ノ人材ヲ顧問ニ備ヘ：
 - ・ 外国ノ交際広ク公議ヲ採リ、新ニ至当ノ規約ヲ立ツベキ：
 - ・ 古来ノ律令ヲ折衷シ、新ニ無窮ノ大典ヲ選定スベキ：
 - ・ 海軍宜シク拡張スベキ：
 - ・ 御親兵ヲ置キ帝都ヲ守衛セシム：
 - ・ 金銀物価宜シク外国ト平均ノ法：
- 等々新国家体制の基本方針が述べられ、最後に

「大英断ヲ以テ天下ト更始一新セン」と維新の表現と同じ言葉で結ばれている。

策定過程に諸説あるが、龍馬は、その行動態様から「八策」の趣旨を心底に抱いていたのは間違いないで

あろう。

土佐藩の後藤象二郎は、この龍馬起草とされる「船中八策」の趣旨に賛同し大政奉還を藩に献策、藩政を掌握していた前藩主山内容堂はこれを受け入れ、大政奉還を藩論とすることに同意した。後藤は『大政奉還建白書』として山内容堂の名前に連署して徳川慶喜公に提出、大政奉還奏上へとつながった。

「尊王攘夷」をスローガンに討幕を目指していた薩摩・長州を中心とする急進派は、慶喜公に「大政奉還」という先手を打たれ、討幕の大義名分がなくなつた。

しかし、彼らはいくまで武力討幕を目指し、幕臣や佐幕諸藩を挑発し、鳥羽伏見の戦いに端を発した戊辰戦争へと突入する。

幕府軍の中核を担う会津藩は、禁門の変では御所を攻撃してきた長州

藩を撃退したように、天皇を擁護する「尊王」の立場であり、官軍であ

五箇条の御誓文

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スベシ
ひろ かいぎ おこ ばんきこうろん けつ
しょうかこうろ いたつ さかん けいりん おこな
 - 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フベシ
かんぶいつとしよみん いたる までおのおのそのころざし と じんしん うま
 - 一 官武一途庶民ニ至ル迄 各 其 志 ヲ遂ゲ人心ヲシテ倦ザラシメン事ヲ要ス
こと よう
 - 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クベシ
きゅうらい ろうしゅう やぶ てんち こうどう もとづ
 - 一 智識ヲ世界ニ求メ 大ニ皇基ヲ振起スベシ
ちしき せかい もと おおい こうき しんき
- わがくにみぞう へんかく なさ ちんみ もつ しゅう さきん てんちしんめい
我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ 朕躬ヲ以テ衆ニ先ジ天地神明
ちか おおい このこくぜ さだ ばんみんほぜん みち たて しゅうまたこの
二誓ヒ 大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス 衆亦此
ししゆ もとづ きょうしんどりよく
旨趣ニ基キ協心努力セヨ

ったともいえる。

しかしながら薩長軍は、偽の『討幕の密勅』を下し、天皇家の御紋「錦旗」を掲げた策が功を奏し、諸藩が薩長軍に靡き、結局は勝者となった。勝てば官軍である。

五箇条の御誓文

幕末、西欧列強のアジア進出についてはオランダや清国を通じて日本にも伝えられており、とりわけ阿片戦争における大國清國の敗戦は我が国にとって大きな衝撃であった。

そしてペリー艦隊の来航により、列強の脅威が直接我が国に影響を及ぼす事態に直面し、西欧諸國の優勢な軍事力について明白に認識せざるを得なくなった。

日本という國家を意識し、列強に

よる侵略から護るには、先ず国内が纏まる必要があった。新しい國家体制構築の必要性について痛感していたのは幕府も薩長軍も同じである。

大政奉還から二箇月後の十二月「王政復古の大号令」が発せられ、薩長を中核とする新政府が幕藩体制に代わり成立した。

明治新政府は、翌慶應四（明治元年三月、政府の基本方針である『五箇条の御誓文』を、明治天皇が天地神明に誓約する形式で布告した。

御誓文の趣旨は

「広く公正な意見に基づき政治を行い、地位の上下を問わず積極的に國を治め、全ての國民が志を達成できるように、悪い習慣は改め万人の道理に基づき、知識を世界に求め大いに皇基（日本國）を振起すべし」という極めて民主主義的な内容である。

徳川慶喜が奏上した『大政奉還の上表』の趣旨と照らし合わせても何ら矛盾はない。幕府も明治新政府も、同じ新國家像を描いていたとすれば「戊辰戦争とは一体何だったのだろう」という疑問が生じる。

明治憲法の制定

明治新政府は、諸改革、富國強兵を推し進め、新しい國造りの仕上げとなったのは憲法の制定と国会の開設である。

明治十五年、筆頭参議伊藤博文は明治天皇の勅命を受けて憲法について調査するため欧州に旅立った。

伊藤が求めていたものは、國家の全体像と憲法施行後の國家運営の指針であった。ウーン大学のシュタイン教授から講義を受けたとき「憲法はその國の歴史に基づくべきだ、憲法は法文ではなくその國の精神で

ある」との教えに大きな示唆を得る。伊藤は、その条文よりも「国の歴史やあり方」の大切さを理解し、シュタインの「国家学」を憲法制定の中に生かそうと決心する。

フランスなど欧州で法学を学んだ法制官僚井上毅^{ニギハヤヒ}は、岩倉具視と伊藤のブレインとして、憲法草案の構想を練っていたが、そこで突き当たったのが「この国の歴史に脈々と流れているはずの国のあり方、国体とは何か」という問題だった。

それを解くために井上は『古事記』を中心に、古典、国学を学ぶこととした。井上は国学者に学びながら、古典の解説を進める。その結果、重要なヒントを得たのが『古事記』の中で、天照大神や歴代天皇が国を

「治める」という意味で使われている「しらす」という言葉である。

一般に領有、支配行為として使われている「うしはく」と明らかに使い分けられている。天皇に関する記述に「うしはく」の用例はない。国内最古の書物『古事記』が編纂された八世紀には、既に天皇と為政者の統治の違いが明確にされていたのである。つまり、歴代天皇は、西洋流に力を背景に国を領有支配したのではなく、「しらす」、すなわち国民を尊重し、その幸せを祈りながらお治めになった。

井上は、これが日本の国体であるとの結論に行き当たったのだ。

井上は、明治二十年に憲法草案を書き上げた。初代内閣総理大臣となっていた伊藤はこの草案を元に、夏島（横須賀市）にある自分の別荘において、井上に加えて、首相秘書官

である伊東巳代治、金子堅太郎らと審議を重ね、成案をまとめた。

枢密院での審議を経て、大日本帝國憲法（明治憲法）は、明治二十二年二月に公布され、翌年十一月施行された。

憲法は、第一条「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」からはじまり全七十六条から成る。

天皇に関する条項には「天皇がしらす国」という思想が貫かれていた。第一条も、当初井上の案は「……統治ス」ではなく「……治（シラ）ス所ナリ」となっていた。伊藤も、「統治ス」と「治ス」は同義語と解説している。（註一）

明治憲法と統帥権

明治憲法に関して、特に批判されているのが統帥権についてである。憲法に定められた天皇の大権の

中に、軍の統帥、編制、宣戦及び講和に関する次の条項がある。

第十一条 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

第十二条 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

第十三条 天皇ハ戦ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ条約ヲ締結ス

憲法の制定以降、我が国が戦つた日清戦争、日露戦争、第一次世界大戦を通じて、この天皇の統帥権に関して全く問題にはならなかつた。

それが昭和五年のロンドン軍縮条約の締結、批准に際して、にわか「統帥権干犯問題」として取り上げられ、その後の国政に大きな影響を与える。

一部政治家、軍部が、条約を締結しようとする内閣に対し天皇の大権を犯すものと攻撃し、世間を煽つた。この統帥権の恣意的解釈を真つ当な論で諫める気骨ある政治家もいなか

つた。(註二)

軍部の独走を招いたと批判される「統帥権」に関して、であるが、第十一条の本来の趣旨はもつと高い次元での統帥の在り方についての規定である。

元々兵馬(軍隊)は天皇家に直属するというのが建国以来踏襲されてきた我が国の基本的考え方である。

奈良時代末期に朝廷から大伴弟麻呂が初めて征夷大將軍に任命され、爾来、鎌倉幕府、室町幕府、江戸幕府の事実上の最高権力者は征夷大將軍として天皇から任命されてきた。すなわち実権はともかく形式的には軍隊は天皇家に属していた。

戊辰戦争にみられるような、実権が天皇家と將軍家の二つに分かれるという混乱を避けるため、あるべき統帥の姿を憲法に規定したにすぎない。

また、第五十五条には「國務大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス」と規定されている。したがって國務としての統帥権行使に当たっては、議会の審議から干渉を受けないとする考え方は成立しない。国政上の政治的判断が軍事上の判断に優先する、いわゆる文民統制の枠組み、立憲民主主義の枠組みが憲法に盛り込まれているのである。

昭和に入り軍部の一部が統帥権を拡大解釈し、個々の軍事政策、作戦運用に天皇の名を騙り、議會を無視し、私したのは明らかに誤りである。

天皇家の役割と皇位の正当性

歴史上、維新と言われるのは何れも天皇、朝廷に政権が移る変革であ

った。

天皇に政権が移るといつても天皇自ら先頭に立つて政^{まつりごと}を仕切るのではない。しかし天皇は国の存立にかかわる歴史的事項に関して欠かすことのできない役割を担ってきた。争いの初めの段階では天皇御自身が争いの圏外に立ちながら、最終的には收拾する立場でおられる。社会が揺れ動くとき、常にその基軸におられた。天皇と天皇を支える皇室の存在が民族・国家にとって、国民精神、民族統一、社会的構成に欠くべからざる象徴となってきたのは歴史が証明している。

一例として、先の終戦時、皇室と

皇族方がどのような役割を果たされたか、振り返ってみたい。

我が国は、ポツダム宣言受諾に際し「天皇の国家統治の大権を変更しない」、すなわち「国体の護持」を条件としている。よく言われている「無条件降伏」との文言は適当でない。結果、連合軍による統治の方針は「天皇及び日本政府を通じて統治することになった。」

この点、敗戦後、連合軍の直接統治下に置かれたドイツの場合と異なるところである。したがって、我が国はドイツのように東西分割の悲哀を味わうこともなかった。自国民による国の統治に空白が生じた場合の混乱と悲劇は、現在のアフガニスタン、イラク、シリアなどをみても明らかであろう。

八月十七日、内閣を組閣して終戦処理という困難な時局の收拾に当た

られたのは東久邇宮である。整齐たる終戦処理のために皇族方の果たした役割も忘れてはならない。

天皇の特使として、外地に展開している部隊に終戦の聖旨を伝達されたのは三人の皇族方である。朝香宮は支那派遣軍に、竹田宮は関東軍と朝鮮軍に、そして閑院宮は南方総軍にそれぞれ派遣された。皇族でなければ軍の反乱・混乱は抑えきれなかっただろうと言われている。

戦後、昭和天皇がマッカーサー元帥を訪ね「この戦争の全ての責任は私にある。私一人だけを処刑にしてほしい」とおっしゃった。「命乞い」に來られたと思っていた元帥は、国民を護ろうとする天皇の姿に感動し、このことが、その後の占領政策に好影響を与えたのは周知のとおりである。

戦後の復興に、国民の精神的支柱

として天皇家の果たされた役割に改めて想いを巡らす必要があると思う。そして、皇室の正当性についてである。その証あかしとなつてゐるのが建国以来、百二十五代に亘つてひとつの例外もなく男系で受け継がれてきた皇位継承の制度である。女系天皇を認め、一般国民と変わらない血脉関係の天皇が誕生するなら、今我々が天皇・皇室に抱いている感情は失せてしまふであらう。

明治政府は、皇室典範を制定する際、女系天皇の即位を明確に排除するため、皇位継承は「男系男子による」とした理由はそこにある。皇位継承の正統性があるからこそ、天皇の権威が保たれるとともに、我々に天皇・皇室に対する崇敬の念を抱か

せている。

正統性とは富とか力で得られるものではない。先に述べたとおり戊辰戦争は、当初、薩長軍と会津藩を中心とする幕府軍との戦いであつた。戦いの帰趨を決定したのは、薩長軍の掲げた天皇家の御紋「錦旗」であつた。爾来、薩長軍は官軍となり、幕府軍は朝敵とされた。「錦旗」に象徴されたのは、正統性に基づく天皇の権威であり、これが国の求心力として作用し、明治維新が成立した。

昭和二十一年の詔

歴史認識問題で日本を非難している国がある。彼らの精神の根底にあるのは日本を羨望視している感情ではないだろうか。本当は、建国以来、国家の基軸として、万世一系の

天皇を戴いて国家固有の伝統文化を継承している日本が羨ましいのではないか。彼らのこの裏返しおとしの感情が、日本を貶めることで一時的優越感おとしに浸ることができる。

某隣国は、三千年以上の文明を有するといつても、実態は異民族間で王朝（政権）交替を繰り返し国家としての基軸といえるものはない。

もうひとつの隣国も頻繁に国内が分裂し、時には大国に隷属し、連綿とした独立国家としての体裁を欠いている。彼らの国家としての矜持きやうじはどこにあるのだろうか。

一方我が国の対応にも問題がある。その場しのぎの対応を繰り返し、自ら深みに嵌はまっている。

ここで思い起こしたいのは「昭和二十一年年頭の詔」である。

昭和二十一年一月一日、官報により昭和天皇の詔書が發布された。終戦から四箇月しか経っていない。

詔書の件名は公的には『新日本建設に関する詔』と称されている。人間宣言とも言われているが、これはマスコミの造語であり、詔書には「人間」も「宣言」の言葉もない。詔書の本来の趣旨は冒頭にある。

「茲に新年を迎ふ。顧みれば、明治天皇、明治の初め、国是として五箇条の御誓文を下したまへり」と述べたあと五箇条の御誓文を述べられている。この冒頭の御誓文の部分は詔書の原案にはなかった。昭和天皇の御意向で加えられた。

後に天皇はその理由を「実は詔勅の一番の目的は、冒頭の部分にある。明治天皇の思召して『五箇条の御誓

文』が発せられ、それが基で明治憲法ができた。民主主義というものは決して輸入のものではないことを言いたかった」

そして続けて「日本の誇りを忘れないように、明治大帝の立派なお考えを示したかった」とも述べておられる。(註三)

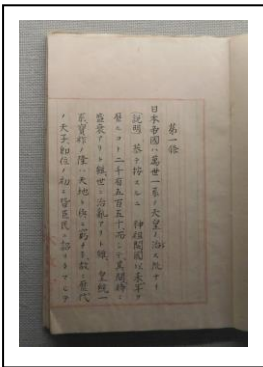
今我々は日本人としての誇りを持って生きているだろうか。あらためて「昭和二十一年の詔」に想いを馳せる必要があるものと思料する。

おわりに

開国から僅か三十数年で、アジアの小国が大ロシアとの戦いに勝利した。国民一人一人がそれぞれの分野で死力を尽くした結果である。世界がこの結果に驚嘆した。今まで植民地支配で抑圧されていたアジア諸国はもとより中東、北欧など世界中

の多くの国民に勇氣と希望を与えた。明治のこの時代、人々は国民としての意識に目覚め、国家のために忠誠を尽くした。為政者は国の将来を憂い、列強に迫りつくため、欧米に学ぶところは学び、近代国家建設のため国民を導いた。

明治維新の仕上げとなったのは憲法の制定であるが、実によくできている。民族としての誇りが滲にじんでおり品格がある。



一方、現憲法はというと翻訳調の文言で、前文には「……恒久の平和を念願し、我が国は平和を愛する諸国民の公正と信義を信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」とある。自国の安全を他国に委ね、自ら国を護ろうとする意志は感じられない。

憲法学者が、ただ単に憲法を民法、刑法などの上位の法文と位置づけ、

条項文言の逐語的解釈に努めている様さまに違和感を覚える。憲法には本来、井上毅が目指したように「国の歴史に基づく国のかたち」が反映されなければならぬと思う。

(参考：次の写真は、井上の憲法草案「國學院大學図書館所蔵」、第一条「日本帝國ハ萬世一系ノ天皇ノ治(シラ)ス所ナ

リ」となっている)

某歴史教科書に日露戦争に関して次のような記述があった。

「日本とロシアが韓国、清国を戦場として戦い、国民は増税と徴兵に苦しみ、講和後、日本は満州をアジア侵略の拠点として帝國主義へ踏み出した」とある。

ほとんどの教科書には、与謝野晶子の「君死にたまふことなかれ」は反戦詩として紹介されているが、東郷元帥や乃木大将の功績に関する記述は見当たらない。これは隣国ではなく日本の教科書である。

幕末から明治にかけて、ひたむきに生きた人々の姿があった。幕末の武士たちは公のために尽くすことを使命と考へ新国家建設のため自らの特権を放棄した。

明治維新を成し遂げた人々が生きた時代は、国民が国家と一体感を

持ち得た時代であった。国民が権利と称して国に施しを求め、為政者が将来の国家像を見出せないまま、国民におもねり、大衆を迎え守る様は、この時代には見当たらない。

明治大帝の意を想い、日本人として生まれたことに感謝しつつ日本人としての誇りを持って、明治(王政)維新二百年を目指し、新たな五十年への一步を新元号の下で歩みたい。(了) (昭和三十一年三月記)

(参照資料)

註一：『明治という奇跡』皿木喜久 展転社 平成二十八年刊 七八〜八〇頁
註二：『明治憲法における統帥権』小堀桂一郎『明治天皇とその時代(正論十二月増刊号)』産経新聞社 平成十四年刊
註三：『昭和天皇が掲げられた五箇条の御誓文』岡田邦宏『国民同胞(第六七号)』国民文化研究会 平成三十年刊

(参考資料)

『天皇と明治維新』阪本健一 皇學館大學出版部 原版 昭和五十八年刊 復刻版 平成十二年刊

『代々木(春号)』明治神宮社務所 平成三十年刊

・講演録「日本がもつと好きになる神道の話」竹田恒泰(東郷会発会五十周年記念講演、於東郷神社 平成二十八年五月二十八日)